平成２４年（フ）第２８０号
千葉県四街道市旭ヶ丘２―10―25、住民票上の住所千葉市稲毛区小深町110番地１　メゾン小島101号
債務者　中村　信博
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２８２号
千葉県四街道市旭ケ丘２丁目７番21号
債務者　越川　春子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２８５号
千葉県佐倉市井野1384番地150
債務者　大野　貴義
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２８６号
千葉県印西市平賀2565番地４
債務者　木村　啓子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２９０号
千葉県印西市竜腹寺602番地
債務者　伊藤　真広
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６５号
新潟県魚沼市東中146番地
債務者　大羽賀　誠
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
愛知県岡崎市材木町１丁目12番地１　ノステルコート岡崎311
債務者　井出　　希
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
愛知県額田郡幸田町大字北鷲田字東山30番地中野聖子方、住民票上の住所愛知県岡崎市柱４丁目８番地11
債務者　中野　和俊
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４１２号
愛知県額田郡幸田町大字北鷲田字東山30番地中野聖子方、住民票上の住所愛知県岡崎市柱４丁目８番地11
債務者　中野美保子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
青森県十和田市元町西３丁目３番17号　千歳森荘７号
債務者　佐々木　馨
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２４５号
埼玉県朝霞市本町１丁目15番19号　第一金井コーポ201
債務者　相澤　譽男
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４６号
埼玉県北本市栄７番地　１―14―405
債務者　石川　正宏
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６５号
さいたま市西区三橋６丁目409番地　宮野メゾンＢ102号室
債務者　齊藤　裕太
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目10番13号
債務者　河野　景子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番69―11号
債務者　植田スエ子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
鹿児島県鹿児島市上之園町25番地29オークビラ上之園603号
債務者　有島まゆみ
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１９３号
埼玉県川口市西川口５丁目２番１―412号　仲町公団
債務者　埣塚　明洋
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７４号
埼玉県川口市大字安行慈林557番地の６　朝川方
債務者　大久保祐美子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係